

# 小金井市合理的な配慮の提供に要する費用助成制度について

## 合理的配慮とは

障がいのある方が日常生活又は社会生活を営むために、無理のない範囲で必要かつ適切な変更又は調整を行うこと。

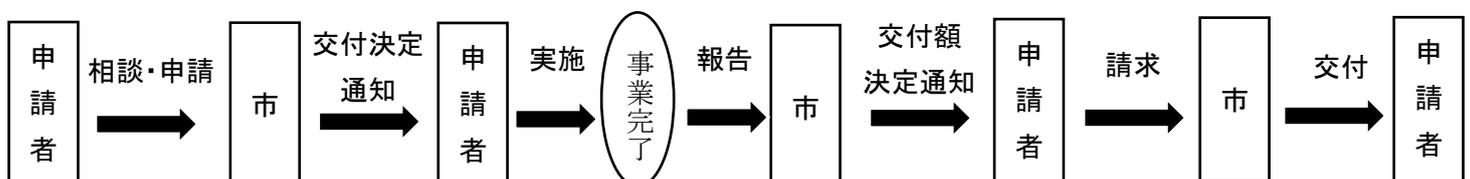
## 助成対象者

①市内飲食、物販、医療等の民間事業者 ②市内の町会、自治会又はこれに類する団体 ③市長が必要と認める団体など

## 助成対象

対象経費	概要		助成限度額	助成率
コミュニケーションツール作成費用	点字メニューの作成、会話ボードの作成		5万円	70%
物品購入費用	筆談ボード、音声拡張器、ローカウンター、高さ可動式テーブル、折りたたみ式スロープ、簡易洋式トイレ等の物品の購入		10万円	70%
工事費用	階段、トイレ等の手すりの設置、段差の解消、点字ブロック等の敷設、和式トイレの洋式化、ドアの改修等に係る工事 (新築工事に伴うもの、既に設置している洋式便器、手すり等の取替えに係るもの、店舗等の老朽化に伴う原状回復を主な目的とするものは対象外)		20万円	70%
手話通訳者等の派遣費用	不特定多数の市民が参加するイベント等への手話通訳者又は要約筆記者の派遣依頼		3万円	70%

## 制度利用の流れ



問合せ先 小金井市役所福祉保健部自立生活支援課障害福祉係  
TEL 042-387-9848 FAX 042-384-2524 E-mail s050299@koganei-shi.jp